#### シリーズ「経営改革の取り組み」3

市税見直し内容の経過

税率

1.6%

14.7%

1.5%

14.7%

1.5%

14.7%

税目

固定資産税

法人市民税

(法人税割)

固定資産税

法人市民税

(法人税割)

固定資産税

法人市民税

(法人税割)

地

域説明会での説明

議会提案

議決内容(議会修正案)

# 将来にわたって 安定した行政経営

適用期間

平成23年度

~ 27年度 (5年間)

平成23年4月1日~

28年3月31日までに

開始する事業年度分

平成23年度

~ 29年度

(7年間)

平成23年4月1日~

30年3月31日までに

開始する事業年度分

平成24年度

~ 30年度 (7年間)

平成23年4月1日~

30年3月31日までに

開始する事業年度分

問い合わせ 政策企画課 内線 3294·3295

【表1】



先月12月議会で可決された

これまで2回にわたり経営

具体的

市税の見直し

率の引き上げ幅を縮小し改定 た意見が寄せられたため、税 ら引き上げ幅が大きいといっ 多くの市民、そして市議会か 間を長くすることを検討す 税の見直しについ ては

これにより、

24年度課税分

から、23年度から29年度まで間にする見通しがたったこと 推進債に係る償還期間を30年 内容を市議会に提案しました。 市民税(法人税割)の税率を14 税の税率を1・5%に、 の7年間に限定して固定資産 していた第三セクター等改革 への周知期間を確保するため、 ・7%にそれぞれ引き上げる 議会での審議の中で、市民 当初20年間を想定 法人

その内容をお伝えします。

会から提出され、 からとする内容の修正案が議 ついては、 固定資産税の税率引き上げに 決されました。 適用年度は24年度

表 1

担軽減を図るため見直しを進 利用者の負担感に配慮し、 げることとしていましたが、 用料のおおむね2倍に引き上 金設定のなかった施設には おむね1・5倍の水準に引き 4月1日から現行使用料のお めてきました。最終的に23年 上げることとし、これまで料 現行使 負

主

なもの(抜粋)は4~5ペー

覧表は市のホームページで

をご確認ください。

また、

使用料などは当初、

なら7・5万円となります。 となります。現在の年税額が から固定資産税額が約7%増 使用料などの見直し |万円なら15万円に、7万円

使用料等の見直し内容

【表2】

改正内容	適用年月日		
現行使用料のおおむね1.5倍の水準に引き上げる			
料金設定のなかった施設に新たに使用料を設定する			
市外の人が利用する際の使用 料は改定後の2倍とする	平成23年4月1日		
商行為で利用する際の使用料 は改定後の5倍とする			
施設使用料とは別枠で負担していただいていた冷暖房使用料は廃止する(一部体育施設などを除く)			

商行為で利用する際の使用: たに使用料を設定します。 用料は改定後の2倍とし、 市外の人が利用する際 ま

します。 料とは別に負担いただいてい 料は据え置き、これまで使用 設使用料に含めることとし、 た冷暖房使用料については施 は改定後の5倍とします。 部体育施設などを除き廃 施設ごとの新しい使用料の ただし、高校生以下の使用 表 2

平成23年1月28日

に該当する場合は使用料の全

	見直し後の使用料減額・	免除規定の基準 【表3】
	減免基準	適用施設
	市が主催する事業に使用するとき	全施設
	市内の幼稚園、保育園、小学校、 中学校が教育・保育活動で使用す るとき	全施設
         	地域住民がコミュニティ活動に使 用するとき	交流センター、江釣子老人 福祉センター、多目的研修 センター、転作営農研修セ ンター、江釣子共同福祉施 設、学校開放体育館
全額免除	市内のスポーツ少年団、ボーイス カウト、ガールスカウト、子ども 会などの少年団体が団体活動のた めに使用するとき	全施設
	市内に居住する障がい者、障がい 者で構成する団体が使用するとき	全施設
	市内に居住する60歳以上の高齢者 で構成する団体が使用するとき	展勝園 江釣子老人福祉センター
	北上コンピュータ・アカデミーが 訓練活動等に使用するとき	アカデミースポーツ施設
	市が共催する事業に使用するとき	全施設
	市内の高等学校、専門学校などが 教育活動のために使用するとき	全施設
5割減	市内の農業団体、商工団体が産業振興を目的とした活動に使用するとき	農村環境改善センター、多目的研修センター、煤孫農村交流プラザ、転作営農研修センター、技術交流センター、技術研修館、基盤技術支援センター、市民交流プラザ、サンレック北上、ハートパルきたかみ、江釣子共同福祉施設
額	市体育協会、市体育協会加盟団体 が主催・主管するスポーツ大会に 使用するとき	体育施設
	市芸術文化協会、市芸術文化協会 加盟団体が芸術文化の発表・展示 に使用するとき	市民交流プラザ 生涯学習センター 日本現代詩歌文学館
	市教育委員会が認める社会教育関係団体が社会教育活動に使用する とき	交流センター、市民交流プ ラザ、生涯学習センター、 日本現代詩歌文学館
	市長が別に定める市内の団体が公 共・公益を目的とした活動に使用 するとき	全施設

と同じく23年4月1日から施 等減免条例」を制定しました。 うに原則として全施設共通の でした。そこで【表3】のよ 行されます。減免条例の基準 に「北上市公の施設の使用料 基準となるよう見直し、新た 設けられ統一されていません 基準は、これまで施設ごとに 減免条例は、 用料の減額・免除規定の 使用料の改定

でも、 う市内の団体やサークルなど 施設です。 北上などは減免条例の対象外 くらホールやふるさと体験館 減免となりません。なお、さ 捨てた金額となります。ただ 数が生じる場合は端数を切り 減額した結果、 額または半額を減免します。 社会教育に関する事業を行 使用料が減免となる場合 夜間照明使用料などは 10円未満の端

**3**61-3231

れます。 ことで使用料の減額が適用さ ている説明会で説明します。 は、 市教育委員会に登録する 詳しくは来月予定し

# する説明会 社会教育関係団体の登録に関

時~、午後7時~ ▽**ところ**…生涯学習センター ▽とき…2月14日(月)午後2 問い合わせ…生涯学習文化

> 中です。 Q&Aによる説明を現在作成 減免基準の適用については 詳しくは、 後ほど市

# 市の施設のあり方検討

することとしていました。 末で廃止、 としたすべての施設を22年度 しかし、 当初提案した内容は、 または地元へ移管 地域説明会などで 対象

のホームページなどでお知ら せします。

を整えるのに時間を要するも も多くのご意見をいただき、 元へ移管するものでも条件

はなく、 した。 継続して協議することとしま 施設を22年度で廃止するので のもあることから、すべての 一部施設は23年度も

います。 上し、修繕を行うこととして 用を23年度当初予算(案)に計 るにあたり修繕などの要望が 設についても、 出された施設には、 22年度で条例を廃止する施 地元に移管す 必要な費

います。 例廃止を提案することとして 関係で市議会3月定例会に条 設については、事務手続きの されましたが、一部農業者施 12月定例会で条例廃止が可決 また、多くの施設は市議会

こととしている施設について 談しながら協議を進めていき 元移管の課題などを協議する なお、 地域の皆さんと個別に相 23年度も継続して地

### (平成23年4月1日から)〈抜粋〉

(単位:円)

		一般	550		暖房使用時には5
サンレック北上	体育室	高校生 以下	170	1面・ 1時間	割相当額を加算 (高校生以下は据 え置き)
ハートパルキた		一般	550	1面・	  高校生以下は据え
ハートパルきた かみ	体育室	高校生 以下	170		同校主以下は据え 置き
基盤技術支援センター	研修・ A 研修・ B		3,750	1 回	

#### ■商業関係施設

#### (問い合わせ 商業観光課内線3355)

■问未因你加议	( 1	미 ( ' ㅁ 1-		民能プレロ木 <u>ドゲ</u> (グランフラン)
施設名	種別・区分	料金	適用	備考
市民交流プラザ		3,000	10:00~ 13:00	
	/ // // // // // // // // // // // // //	4,200	13:00~ 17:00	
	催事場1号室	4,200	17:00~ 21:00	
		9,750	10:00~ 21:00	
	催事場2号室	3,900	10:00~ 13:00	
		5,250	13:00~ 17:00	
		5,250	17:00~ 21:00	
		12,000	10:00~ 21:00	
		4,950	10:00~ 13:00	
	催事場3号室	6,600	13:00~ 17:00	
	唯 <i>争物</i> 3 与主 	6,600	17:00~ 21:00	
		15,000	10:00~ 21:00	

#### ■農業関係施設

#### (問い合わせ 農政課 内線5112)

施設名	種別・	区分	料金	適用	備考		
煤孫農村交流	多日的	一般	450	1面・	  高校生以下は据え		
プラザ		多目的ホール	多日的  ホール 	高校生 以下	150	l	置き

#### ■社会教育関係施設(問い合わせ 生涯学習文化課内線3782・3784)

施設名	種別・区分	料金	適用	端( <u>)</u>
NGDX-CI		2,250	10:00~ 13:00	un o
生涯学習センター	△議会	3,000	13:00~ 17:00	
	会議室	3,000	17:00~ 21:00	
		7,350	10:00~ 21:00	
	和室	3,000	10:00~ 13:00	
		3,900	13:00~ 17:00	
		3,900	17:00~ 21:00	
		9,150	10:00~ 21:00	

			5,100	10:00~ 13:00	
生涯学習セン	笠 1 学羽安		6,750	13:00~ 17:00	
ター	<b>あ</b>  子6   	王	6,750	17:00~ 21:00	
			16,350	10:00~ 21:00	
		   一般	300	個人	
		کوار 	180	団体	
利根山光人記念	観覧料	  高校生	120	個人	高校生以下は据え
美術館	既見付	同似工	80	団体	置き
		小中	60	個人	
		学生	40	団体	
			7,500	9:00~ 12:00	
	講堂		12,000	12:00~ 17:00	
			15,000	17:00~ 22:00	
			30,000	9:00~ 22:00	
	会議室	,	1,500	9:00~ 12:00	
日本現代			2,400	12:00~ 17:00	
詩歌文学館	五哦主		3,300	17:00~ 22:00	
			6,750	9:00~ 22:00	
			2,250	9:00~ 12:00	
	和室		3,750	12:00~ 17:00	
	竹土   		5,250	17:00~ 22:00	
			10,500	9:00~ 22:00	

#### ■観覧施設

#### (問い合わせ 博物館 64-1756 鬼の館 73-8488)

施設名	種別・	区分	料金	適用	備考
		一般	500	個人	
		加又	400	団体	
博物館・鬼の館	観覧料	高校生	240	個人	高校生以下は据え
守彻站。近07站	入館料	同似工	180	団体	置き
		小中	170	個人	
		学生	120	団体	
	体験工房		1,000	9:00~	
			1,000	12:00	
			1,500	12:00~ 17:00	*** LD I/N A =04
博物館			2,000	9:00~ 17:00	
10年初年	体験厨房		1,000	9:00~ 12:00	新規料金設定
			1,500	12:00~ 17:00	
				9:00~ 17:00	

#### 問い合わせ

政策企画課 内線 3294・3295 または 各担当課

## 使用料等の改正一覧表

■交流センター		(問)	い合わせ	せ 地域で	づくり課 内線3242)
±∕≂≡⊓₊∕ <del>⊅</del>	红田山	E7 /\	ᄱᄼ	<b>У</b> ФП	/ <del>**</del> +/-

施設名   種別・区分   料金   適用   備考     黒沢尻北地区交流センター   研修室A   100     会議室   200     黒沢尻東地区交和室   200     黒沢尻西地区交和室   300     流センター   和室(はぎ)   100     立花地区交流センター   多目的ホール   600     会議室   200	
流センター会議室200黒沢尻東地区交多目的ホール 300和室200黒沢尻西地区交多目的ホール 300和室(はぎ) 100立花地区交流セ多目的ホール 600	
黒沢尻東地区交 流センター多目的ホール 和室300黒沢尻西地区交 流センター多目的ホール 和室(はぎ)300立花地区交流セ 立ち地区交流セ多目的ホール 600	
流センター和室200黒沢尻西地区交 流センター多目的ホール300立花地区交流セ 立を 300 <b< td=""><td></td></b<>	
黒沢尻西地区交 流センター多目的ホール300立花地区交流セ 立を 100100立を 100600	
流センター和室(はぎ)100立花地区交流セ多目的ホール600	
立花地区交流セ 多目的ホール 600	
ンター   会議室   200	
1	
飯豊地区交流セ 多目的ホール 400	
ンター 会議室 100	
二子地区交流セ 多目的ホール 400	
ンター 会議室 100	
更木地区交流セ 多目的ホール 300	
ンター 会議室 100	
黒岩地区交流セ 多目的ホール 400 新規料金設定	
フター 会議室 100 1時間 (江釣子地区交	六法
口内地区交流セタ目的ホール 400 センターを除く	
ンター   会議室   100     ピングーを称く	. )
稲瀬地区交流セ 多目的ホール 300	
ンター 会議室 100	
相去地区交流也研修室 1 200	
ンター   会議室   200	
鬼柳地区交流セ多目的ホール 300	
ンター 会議室   100	
江釣子地区 ホール 900	
交流センター   3 階会議室   400	
和賀地区交流セ2階会議室 400	
ンター   和室A   100	
岩崎地区交流セ 研修室 1 200	
ンター 会議室 200	
藤根地区交流セ第1研修室 200	
ンター 会議室 200	

#### ■体育施設など (問い合わせ スポーツ振興課内線3701)

■仲目心以るこ	( IE) C. I		コリピ	<b>小小</b>	7 700000000000000000000000000000000000	
施設名	種別・[	区分	料金	適用	備考	
野球場	一般		4,500		高校生以下は据え	
(江釣子·岩崎)	高校生以		1,500		置き	
	一般		400	3時間	一般以外は据え置	
展勝地プール	高校生以 (就学前児 除く)		120	以内	き(高校生のみ値下げ)	
柔剣道場	一般		550	1 時間		
弓道場	高校生以	ᅱ	170	一时间	高校生以下は据え	
体育館(北上総	一般		550	1面・	置き	
合体育館以外)	高校生以	下	170	1時間		
	大ア l <sub>z</sub>	一般	3,600			
北上総合体育館	リーナ   店	高校生 以下	1,200	貸切・	冷暖房使用時には	
10上心口  10日  10日  10日  10日  10日  10日  10日  10	ー 小アー	一般	1,200	1時間	5割相当額を加算	
	リーナ   同	高校生 以下	400		(高校生以下は据  え置き)	
北部勤労者	一般		450	1面・		
屋内運動場	高校生以	下	150	1時間		
  多目的催事場	一般		450	1 時間		
ンロリぼす物	高校生以	下	150	1 1421日		
藤沢広場	一般		500	1面・	新規料金設定	
がボルノロングの	高校生以	下	120	1時間	机风科亚嵌正	

北上第1運動場	一般		600		高校生以下は据え
10工分   连到物	高校生以下		200	貸切・	置き
北上第2・第3	一般		600	1時間	
運動場	高校生以下		200		
佐野運動広場、 ふれあい広場	一般		500	1 時間	新規料金設定
(野中・日平・ やまつみ)	高校生以下		120	一内间	机风件並改化
江釣子運動場	一般		500	1面・	
竪川目運動場	高校生以下		120	1 時間	
	. — — ///	般	29,400		
	技大会 に使用 以		14,700		
北上陸上競技場	陸上競 技以外		18,000	半日	アマチュアスポーツ以外での使用時
	の大会 に使用 以		9,000		には2倍相当額を加算
北上陸上補助競	陸上競 — 技以外	般	2,000		13821
技場	の大会 に使用 以		1,000		
岩崎競技場	一般		600		新規料金設定
石呵脱汉场	高校生以下		200		
学校開放施設	体育館		100	1時間	新規料金設定 (黒沢尻東小学校、黒沢尻西小学校、笠松小学校)
			200		新規料金設定 (上記以外の小・ 中学校)

#### (問い合わせ 長寿社会課内線3637)

	• •			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
施設名	種別・区分	料金	適用	備考
江釣子老人福祉 センター	集会室	1,050	9:00~ 12:00	
		1,650	12:00~ 17:00	
		1,800	17:00~ 22:00	
		3,600	9:00~ 22:00	

#### ■工業関係施設 (問い合わせ 工業振興課 内線 3342・3344 基盤技術支援センター 🕿 71-2181)

施設名	種別•	区分	料金	適用	備考
技術交流セン	研修室 1	1	6,900		
ター	実習室		3,750	1 🗇	
技術研修館	技術研修室1		25,650		
	技術研修室2		2,250		
	情報処理研修 室		6,600		
アカデミー スポーツ施設	競技場	一般	550	1面(1 室)・ 1時間	高校生以下は据え 置き
		高校生 以下	170		
	研修室	一般	750		
	グラウ ンド	一般	500	1時間	新規料金設定
		高校生 以下	120		